

平成28事業年度

事業報告書

第6期

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

目次

1. 機構の概要	
(1) 事業内容	1
(2) 事務所の所在地	1
2. 機構の沿革等	
(1) 機構の沿革	2
(2) 設立根拠法	3
(3) 主務大臣	3
(4) 審議等機関	3
3. 資本金の状況	4
4. 役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴	5
5. 職員の定数	5
6. 当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況	
(1) 負担金の収納業務	5
(2) 資金援助業務	8
(3) 相談業務その他の業務	12
(4) 廃炉等に関する研究開発の推進	13
(5) 廃炉等に関する専門技術的な助言・指導・勧告	14
(6) 廃炉等に関する情報提供業務	14
7. 関係会社の概況	15
8. 機構が対処すべき課題	
(1) 負担金の収納業務	16
(2) 資金援助業務	16
(3) 相談業務その他の業務	17
(4) 廃炉等に関する研究開発の推進	17
(5) 廃炉等に関する専門技術的な助言・指導・勧告	17
(6) 廃炉等に関する情報提供業務	17

9. 資金計画の実施の結果	18
10. 特別事業計画の履行状況	18
11. 戦略プランの策定状況	19
12. 借入金及び機構債の残高状況	20
13. 委託費等の状況	20

1. 機構の概要

(1) 事業内容

- ① 負担金の収納業務（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 35 条第 1 号及び第 38 条から第 40 条まで）

機構は、原子力損害への賠償の迅速かつ円滑な履行のために必要な費用として、原子力事業者から負担金の収納を行う。

- ② 資金援助業務（法第 35 条第 2 号及び第 41 条から第 52 条まで）

原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、資金援助（資金の交付、株式の引受け、融資、社債の購入等）を行う。

- ③ 相談業務その他の業務（法第 35 条第 3 号及び第 53 条から第 55 条まで）

機構は、損害賠償の円滑な実施を支援するため、被害者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成 23 年法律第 91 号）に基づき国又は都道府県知事から委託を受けた場合に、仮払金の支払業務を行う。

- ④ 廃炉等を実施するために必要な研究及び開発（法第 35 条第 4 号）

特定原子力施設の廃炉等の実施に必要な研究開発を、計画的に進める観点から、企画、調整及び管理業務を行う。

- ⑤ 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告（法第 35 条第 5 号）

適正かつ着実な廃炉等の実施を確保する観点から、燃料デブリ取り出し等の中長期的な課題に関して技術的検討を行うとともに、原子力事業者等の関係機関に対して当該検討内容を提示するなど、必要な助言、指導及び勧告を行う。

- ⑥ 廃炉等に関する情報の提供（法第 35 条第 6 号）

特定原子力施設の廃炉等に関する情報について、幅広く国内外に提供する。

- ⑦ 上記①から⑥までに掲げる業務に附帯する業務（法第 35 条第 7 号）

(2) 事務所の所在地（平成 29 年 3 月 31 日現在）

- ① 本部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目 2 番 5 号 共同通信会館 5 階

- ② 福島事務所
〒963-8002 福島県郡山市駅前一丁目 15 番 6 号
明治安田生命郡山ビル 1 階
- ③ 福島第一原子力発電所現地事務所
〒979-0513 福島県双葉郡楡葉町大字山田岡字美シ森八丁目 57 番

2. 機構の沿革等

(1) 機構の沿革

年 月	事 項
平成 23 年 9 月	・ 設立
平成 23 年 11 月	・ 特別事業計画の認定、特別資金援助の決定 ・ 福島事務所の設置
平成 24 年 2 月	・ 特別事業計画の変更認定、特別資金援助の額の変更決定
平成 24 年 5 月	・ 特別事業計画の変更認定（総合特別事業計画）、特別資金援助の内容等の変更決定
平成 24 年 7 月	・ 東京電力株式の引受け
平成 25 年 2 月	・ 特別事業計画の変更認定、特別資金援助の額の変更決定
平成 25 年 6 月	・ 特別事業計画の変更認定、特別資金援助の額の変更決定
平成 26 年 1 月	・ 特別事業計画の変更認定（新・総合特別事業計画）、特別資金援助の額の変更決定
平成 26 年 8 月	・ 特別事業計画の変更認定、特別資金援助の額の変更決定 ・ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構へ改組
平成 26 年 11 月	・ 福島第一原子力発電所現地事務所の開設
平成 27 年 4 月	・ 「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン 2015」を策定 ・ 特別事業計画の変更認定、特別資金援助の額の変更決定
平成 27 年 7 月	・ 特別事業計画の変更認定、特別資金援助の額の変更決定 ・ 「責任と競争に関する経営評価」2014 年度中間レビューを公表

平成 28 年 3 月	・特別事業計画の変更認定、特別資金援助の額の変更決定
平成 28 年 5 月	・「責任と競争に関する経営評価」2015 年度中間レビューを公表
平成 28 年 7 月	・「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン 2016」を策定
平成 29 年 1 月	・特別事業計画の変更認定、特別資金援助の額の変更決定
平成 29 年 3 月	・新々総合特別事業計画の骨子を公表

(2) 設立根拠法

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）
（旧 原子力損害賠償支援機構法）

(3) 主務大臣

内閣総理大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣

(4) 審議等機関

① 運営委員会（委員 10 人以内並びに機構の理事長、副理事長及び理事）

○委員名簿

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	氏 名	現 職
委員長	原田 明夫	弁護士
委 員	岡本 孝司	東京大学大学院工学系研究科教授
委 員	金本 良嗣	電力広域的運営推進機関理事長
委 員	後藤 高志	株式会社西武ホールディングス代表取締役社長
委 員	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
委 員	瀬谷 俊雄	株式会社東邦銀行相談役
委 員	藤川 淳一	東レ株式会社常任顧問
委 員	増渕 稔	日本証券金融株式会社代表取締役会長

○開催状況

平成 28 年度においては 9 回開催し、特別事業計画の変更や、予算及び決算等の議決を行ったほか、特別事業計画の進捗等について、東京電力ホールディングス株式会社等（以下「東電」という。）の経営陣から報告を受けた。

② 廃炉等技術委員会（委員 8 人以内及び機構の役員のうちから理事長が指名する者 4 人以内）

○委員名簿

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	氏 名	現 職
委員長	近藤 駿介	東京大学名誉教授／原子力発電環境整備機構理事長
委 員	川村 隆	株式会社日立製作所名誉相談役
委 員	児玉 敏雄	日本原子力研究開発機構理事長
委 員	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
委 員	角山 茂章	福島県原子力対策監
委 員	朽山 修	原子力安全研究協会技術顧問
委 員	山内 隆司	日本建設業連合会副会長
委 員	吉川 弘之	科学技術振興機構特別顧問

○機構の役員のうちから理事長が指名する者

山名 元 理事長、野村 茂雄 理事、石崎 幸人 理事

○開催状況

平成 28 年度においては 6 回開催した。「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃炉のための技術戦略プラン」（以下「戦略プラン」という。）や、廃炉に向けた研究開発について審議を行ったほか、福島第一原子力発電所の状況について、東電の福島第一廃炉推進カンパニーから報告を受けた。

3. 資本金の状況（平成 28 年度末）

政府出資金 : 7,000 百万円（前事業年度末からの増減なし）

民間出資金 : 7,000 百万円（前事業年度末からの増減なし）

4. 役員の数、氏名、役職、任期及び経歴

定数 理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 6 人以内、監事 1 人

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

氏名	役職	任期	経歴
山名 元	理事長	平成 27 年 9 月 15 日 ～平成 29 年 9 月 14 日	京都大学名誉教授／(前) 国際廃炉研究開発機構理事長
野田 健	副理事長	平成 28 年 9 月 1 日 ～平成 30 年 8 月 31 日	(元) 警視総監／内閣危機管理監
後藤 真一	理事	平成 27 年 9 月 20 日 ～平成 29 年 9 月 19 日	(前) 大阪税関長
森本 英雄	理事	平成 27 年 9 月 20 日 ～平成 29 年 9 月 19 日	(前) 資源エネルギー庁原子力損害対応総合調整官
野村 茂雄	理事	平成 27 年 9 月 20 日 ～平成 29 年 9 月 19 日	(前) 日本原子力研究開発機構特別顧問
丸島 俊介	理事 (非常勤)	平成 27 年 9 月 20 日 ～平成 29 年 9 月 19 日	弁護士
石崎 幸人	理事 (非常勤)	平成 28 年 9 月 1 日 ～平成 30 年 8 月 31 日	四国電力株式会社顧問
佐藤 正典	監事 (非常勤)	平成 27 年 9 月 26 日 ～平成 29 年 9 月 25 日	公認会計士

5. 職員の定数 (平成 28 年度末)

114 人 (前事業年度末から 10 人増)

6. 当該事業年度及び前事業年度までの事業の実施状況

(1) 負担金の収納業務

① 一般負担金年度総額等及び特別負担金額の決定

平成 28 年度一般負担金については、平成 29 年 3 月 28 日、主務大臣に対して年度総額 (1,630 億円) 及び負担金率 (各原子力事業者の保有原子炉の熱出力等に応じて設定。) の認可申請を行い、3 月 31 日に認可を受け、同日、各原子力事業者に通知した。

また、平成 28 年度特別負担金については、認定事業者である東電の収支の見通し等を踏まえ 1,100 億円とし、平成 29 年 3 月 28 日、主務大臣に対して認可申請を行い、3 月 31 日に認可を受け、同日、同社に通知した。

当該通知を受け、各原子力事業者は、納付期限までに負担金を機構に納付することとなる。

なお、これまでの一般負担金及び特別負担金の決定額は以下の通り。

○一般負担金年度総額

(単位：百万円)

各年度	決定額
平成 23 年度	81,500
平成 24 年度	100,804
平成 25 年度	163,000
平成 26 年度	163,000
平成 27 年度	163,000
平成 28 年度	163,000
累計	834,304

○特別負担金額

(単位：百万円)

各年度	決定額
平成 23 年度	0
平成 24 年度	0
平成 25 年度	50,000
平成 26 年度	60,000
平成 27 年度	70,000
平成 28 年度	110,000
累計	290,000

② 平成 27 年度一般負担金及び特別負担金の収納

平成 27 年度一般負担金（年度総額 1,630 億円：平成 28 年 3 月 31 日付主務大臣認可）及び平成 27 年度特別負担金（700 億円：平成 28 年 3 月 31 日付主務大臣認可）については、法第 38 条第 2 項に基づき、平成 28 年 6 月及び 12 月に 2 分の 1 ずつ各原子力事業者から納付された。

③ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構交付金の交付

平成 28 年度原子力損害賠償・廃炉等支援機構交付金（以下「交付金」という。）については、平成 25 年 12 月 20 日付で閣議決定された「原子

力災害からの福島復興の加速に向けて」及び平成 28 年度政府予算に基づき、法第 68 条の規定により、平成 29 年 3 月 24 日に国から交付を受けた。

なお、これまでの交付金の交付額は以下の通り。

○法第 68 条に基づき国から交付を受けた交付金

(単位：百万円)

交付年月日	交付金額
平成 23 年度累計	0
平成 24 年度累計	0
平成 25 年度累計	0
平成 26 年度累計	35,000
平成 27 年度累計	35,000
平成 28 年度累計	35,000
累計	105,000

④ 国庫納付金の納付

負担金等の収入については、法第 59 条に基づき、機構が特別資金援助に係る資金交付を行った場合、原子力損害への迅速かつ円滑な履行のために必要な費用に充てたのち、残余を国庫に納付することとされており、平成 28 年度においては約 2,639 億円を、平成 28 年 7 月及び平成 29 年 1 月に 2 分の 1 ずつ国庫へ納付した。

なお、これまで納付した国庫納付金は以下の通り。

○国庫納付金

(単位：百万円)

各年度	納付額
平成 23 年度 (平成 24 年度収納)	79,992
平成 24 年度 (平成 25 年度収納)	97,322
平成 25 年度 (平成 26 年度収納)	209,789
平成 26 年度 (平成 27 年度収納)	254,019
平成 27 年度 (平成 28 年度収納)	263,925
累計	905,048

(2) 資金援助業務

① 特別事業計画の作成業務

機構は、平成 28 年 12 月 27 日、東電より、平成 29 年 1 月以降の農林業に係る新たな賠償の実施に加え、これまでの応諾実績を踏まえた除染等費用の見積額が増加したこと等による要賠償額の見通しの増加に伴う資金援助の内容又は額の変更の申請を受け、当該申請を踏まえ、平成 29 年 1 月 26 日、主務大臣に対して特別事業計画の変更の認定を申請し、1 月 31 日に主務大臣の認定を受けた。

また、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）及び「東京電力改革・1F 問題委員会」で示された方向性を踏まえ、機構は、平成 29 年 3 月 22 日、東電と共同で、新・総合特別事業計画の改訂（新々・総合特別事業計画）に先立つ骨子を策定・公表した。

なお、特別事業計画の履行状況については、後述のとおり。

② 東電への資金援助業務

(実施状況)

- 法第 48 条に基づき国から交付を受けた交付国債
- ・国債の交付

(単位：百万円)

交付年月日	交付金額
平成 23 年度累計	5,000,000
平成 24 年度累計	0
平成 25 年度累計	0
平成 26 年度累計	4,000,000
平成 27 年度累計	0
平成 28 年度累計	0
累計	9,000,000

・国債の償還

(単位：百万円)

償還年月日	償還金額
平成 23 年度累計	663,600
平成 24 年度累計	1,567,700
平成 25 年度累計	1,455,700
平成 26 年度累計	1,044,300
平成 27 年度累計	1,212,700
平成 28 年 4 月 21 日	50,200
平成 28 年 5 月 20 日	62,900
平成 28 年 6 月 21 日	85,200
平成 28 年 7 月 21 日	56,100
平成 28 年 8 月 19 日	31,500
平成 28 年 9 月 21 日	104,100
平成 28 年 10 月 21 日	44,400
平成 28 年 11 月 22 日	39,900
平成 28 年 12 月 22 日	399,700
平成 29 年 1 月 24 日	33,800
平成 29 年 2 月 21 日	46,400
平成 29 年 3 月 22 日	187,600
平成 28 年度累計	1,141,800
累計	7,085,800

※平成 28 年度末の交付国債残高：1 兆 9,142 億円

○法第 41 条及び第 43 条に基づく資金援助申請の内容及び額

・資金交付

(単位：百万円)

申請年月日	申請金額
平成 23 年度累計	2,426,271
平成 24 年度累計	696,808
平成 25 年度累計	1,665,765
平成 26 年度累計	1,147,443
平成 27 年度累計	1,533,299
平成 28 年度累計	707,892
累計	8,177,478

・株式の引受け

(単位：百万円)

申請年月日	申請金額
平成 23 年度累計	1,000,000
平成 24 年度累計	0
平成 25 年度累計	0
平成 26 年度累計	0
平成 27 年度累計	0
平成 28 年度累計	0
累計	1,000,000

○法第 42 条に基づく資金援助決定の内容及び額

・資金交付

(単位：百万円)

決定年月日	決定金額
平成 23 年度累計	1,580,322
平成 24 年度累計	1,542,757
平成 25 年度累計	1,665,765
平成 26 年度累計	512,595
平成 27 年度累計	2,168,147
平成 28 年度累計	707,892
累計	8,177,478

・株式の引受け

(単位：百万円)

決定年月日	決定金額
平成 23 年度累計	0
平成 24 年度累計	1,000,000
平成 25 年度累計	0
平成 26 年度累計	0
平成 27 年度累計	0
平成 28 年度累計	0
累計	1,000,000

○資金援助の実施内容及び額

・資金交付

(単位：百万円)

実施年月日	実施金額
平成 23 年度累計	663,600
平成 24 年度累計	1,567,700
平成 25 年度累計	1,455,700
平成 26 年度累計	1,044,300
平成 27 年度累計	1,212,700
平成 28 年 4 月 22 日	50,200
平成 28 年 5 月 23 日	62,900
平成 28 年 6 月 22 日	85,200
平成 28 年 7 月 22 日	56,100
平成 28 年 8 月 22 日	31,500
平成 28 年 9 月 23 日	104,100
平成 28 年 10 月 24 日	44,400
平成 28 年 11 月 24 日	39,900
平成 28 年 12 月 26 日	399,700
平成 29 年 1 月 25 日	33,800
平成 29 年 2 月 22 日	46,400
平成 29 年 3 月 23 日	187,600
平成 28 年度累計	1,141,800
累計	7,085,800

・株式の引受け

(単位：百万円)

実施年月日	実施金額
平成 23 年度累計	0
平成 24 年度累計	1,000,000
平成 25 年度累計	0
平成 26 年度累計	0
平成 27 年度累計	0
平成 28 年度累計	0
累計	1,000,000

③ 賠償モニタリング業務

機構において、迅速かつ適切な賠償金の支払がなされているか確認することを目的として、支払の実態に関するモニタリングを平成 27 年度に続き実施した。

具体的には、東電に設けられた支払専用口座からの支払の実績と賠償請求の受付・処理等に係る情報を照合するとともに、個別の支払案件を抽出し、確認することにより、当該口座の資金が迅速かつ適切に賠償金支払のみに充当されていることを検証し、確認した。

モニタリング結果については、外部の有識者を中心とした賠償モニタリング委員会を開催し、継続的に検証を行っており、同委員会が出された意見等については適宜対応を図った。

東電の「3つの誓い」(最後の一人まで賠償貫徹、迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、和解仲介案の尊重)に従った取組状況についてチェックすることを目的として、機構職員及び東電社員からなるワーキンググループを毎月開催し、取組状況について聴取するとともに、相談業務で寄せられた要望等を踏まえ、改善の方向性・方策等について協議を行い、本賠償未請求の方に請求を呼びかける取組、FAQの充実化等、東電による改善の取組に反映させた。

(3) 相談業務その他の業務

相談業務については、昨年度に引き続き弁護士等の専門家を福島県内の仮設住宅、復興住宅や借上げ住宅に避難された方の自治会組織に派遣し、損害賠償の請求・申立てに関する対面による無料の個別相談等を実施した。また、郡山市にある福島事務所をはじめ、福島市、いわき市、会津若松市、白河市、南相馬市の常設会場で無料の個別相談を実施し、山形県内の主要都市においても同

様の相談会を実施した。避難されている方の多い都県においては、住居確保損害を主なテーマとした無料の説明・相談会を実施した。更に各県の単位弁護士会と委託契約を締結し、全国に避難された方々に対して無料の相談を実施した。

また、電話による無料の情報提供等を継続して実施した。

○相談業務の実績

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対面相談・ 電話相談	約 3,710 組	約 6,560 組	約 5,200 組	約 4,140 組	約 2,820 組	約 1,920 組
情報提供	約 2,390 件	約 3,900 件	約 2,850 件	約 2,160 件	約 1,720 件	約 1,260 件

(4) 廃炉等を実施するために必要な研究及び開発

業務の基本方針である「廃炉等技術研究開発業務実施方針」^(注1)に基づき、廃炉に向けた研究開発の企画、調整及び管理業務を実施した。

(注1) 廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発に関する業務を実施するための方針（平成 26 年 9 月文部科学大臣・経済産業大臣認可）

具体的には、「廃炉研究開発連携会議」^(注2)を開催し、研究開発に係る関係機関相互の連携の促進に努めた。具体的には、同会議の方針に基づき、東電を含む少人数の専門家による意見交換の場を設け、ニーズ・シーズのマッチングを積極的に実施するとともに、優先的に取り組むべき重要研究開発課題を抽出した。また、研究開発に関する情報に対して、効率的かつ円滑にアクセスできるよう、「廃炉研究開発情報ポータルサイト」の運用を開始した。

(注2) 政府の「廃炉・汚染水対策チーム会合」決定に基づき、関係機関で進められている様々な研究開発を実際の廃炉作業に効果的に結び付けていくことを目的として、機構に設置された会議。

さらに、政府が主導する研究開発事業として、平成 28 年度に実施された以下の事業の把握・レビューを行うとともに、次年度以降の計画策定に参画した。

- ① 廃炉・汚染水対策事業（経済産業省 資源エネルギー庁）
 - ・研究開発事業
- ② 放射性物質研究拠点施設等運営事業（経済産業省 資源エネルギー庁）
 - ・モックアップ試験施設（檜葉遠隔技術開発センター）
 - ・放射性物質の分析・研究施設（大熊分析・研究センター）
- ③ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）運営費交付金による基礎基盤研究活動、基盤研究連携活動、拠点整備事業（文部科学省）
- ④ 廃止措置研究・人材育成等強化プログラム（文部科学省）

(5) 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告

機構では、「東京電力（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下、「中長期ロードマップ」という。）の着実な実行や改訂の検討に資すること、確かな技術的根拠を与えることを目的に、廃炉に向けた中長期的な技術戦略として、戦略プランを策定することとしている。

戦略プラン 2015 を策定してから約 1 年間の現場や技術開発といった取組の進捗を踏まえながら、戦略プラン 2016 を策定・公表し、東電等の関係機関に提示した。

(6) 廃炉等に関する情報の提供

福島第一原子力発電所の廃炉は、世界でも先例のない困難な取組であり、適正かつ着実に実施していくためには、広く国内外からの理解と協力を得ることが不可欠である。このため、機構は、ホームページを通じて、福島第一原子力発電所の廃炉に関する情報発信を進めている。

さらに、国内外の関連会議に出席して廃炉に関する情報を収集するとともに、福島第一原子力発電所の状況について情報発信を行い、理解促進に努めた。また、機構との協力覚書に基づき、英国原子力廃止措置機構など海外の政府関係機関と年次会合を開催するなど、国内外の関係者との協力関係を深化・拡大していく取組を進めた。

加えて、福島第一原子力発電所に関する情報を分かりやすく提供し、国内外の専門家が廃炉の最新の進捗や技術的成果を広く共有するために、経済産業省資源エネルギー庁と共同で平成 28 年 4 月 10 日～4 月 11 日に「第 1 回福島第一廃炉国際フォーラム」を開催した。

7. 関係会社の概況

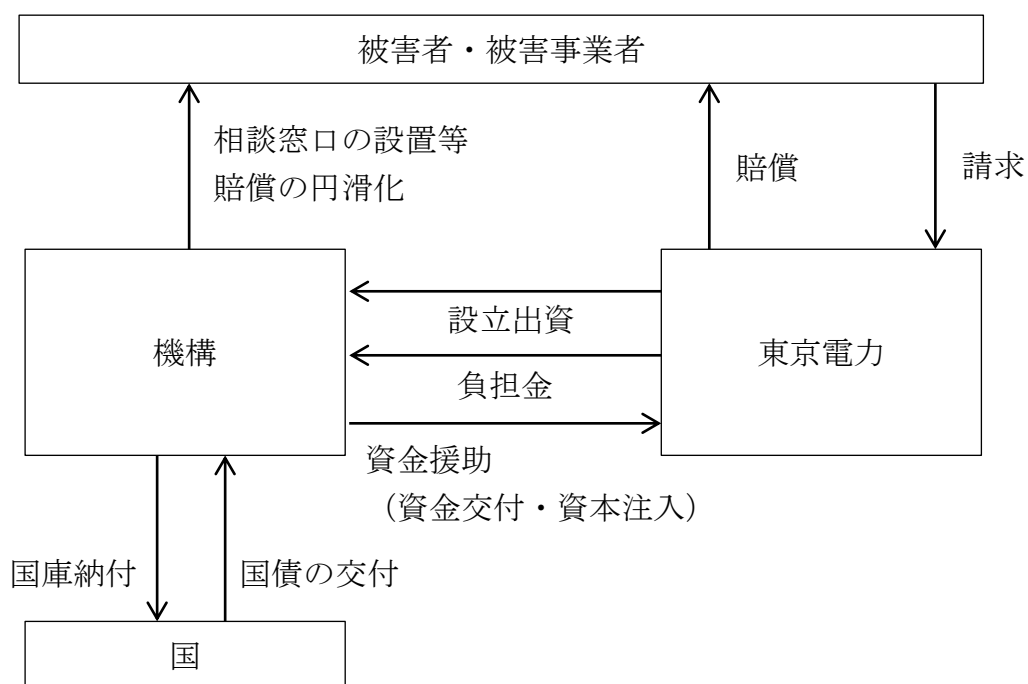
(1) 関係会社の概況

(東京電力ホールディングス株式会社)

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

本社及びその他事業所の所在地	【本社】 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号 【事業所】 (福島復興本社) 福島県双葉郡富岡町本町一丁目 38 番浜通り電力所内 (新潟本社) 新潟県新潟市中央区新光町 11 番地 7
資本金の額	1 兆 4,009 億 7,572 万 2,050 円
事業内容	電気事業等
代表者の氏名	廣瀬直己
役員数	23 人
従業員数	7,743 人
機構の持株比率	A種優先株式：100% B種優先株式：100%
機構との関係	機構に約 17%出資している。また、機構から、法第 41 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく資金援助を受けている。
その他	機構の議決権所有割合は 50.10%

(2) 機構との関係 (系統図)



8. 機構が対処すべき課題

(1) 負担金の収納業務

一般負担金については、原子力事業者による電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保及び機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らして必要な金額の確保等を勘案した形で決定し、確実に収納する必要がある。

また、特別負担金については、東電の収支の状況を踏まえつつ、電力の安定供給等に係る事業の円滑な運営の確保に必要な資金を確保しつつ、経理的基礎を毀損しない範囲でできるだけ高額な負担にできるよう、適切な額とする必要がある。

(2) 資金援助業務

① 特別事業計画の作成業務

今後、東電は新々・総合特別事業計画（第三次計画）に基づき、福島への責任を果たしていくために、賠償・廃炉費用を負担する一方で、株式売却を通じた除染費用への充当に向け、共同事業体を早期に設立し、再編統合を目指すことを通じて企業価値を増大させていかなければならない。

機構は上記課題の達成のため、計画の実施状況及び資金援助の内容等の変更状況も踏まえ、適宜、東電と共同で特別事業計画の作成・変更の検討を行っていく。

② 東電への資金援助業務

引き続き、東電の要請に基づき賠償用の特別資金援助を過不足なく実施するとともに、東電株式の引受けのために借り入れた資金について、政府保証付借入と政府保証付原子力損害賠償・廃炉等支援機構債（以下「機構債」という。）の発行により、確実に借換えを行っていく。

③ 賠償モニタリング業務

東電による賠償金支払いの進捗等に対応してモニタリング方法の改善を図りつつ、賠償モニタリング委員会の開催等により、賠償実施状況のモニタリングを行う。

また、引き続き、東電の「3つの誓い」の実施状況をチェックすることを目的として、機構職員及び東電社員からなる「3つの誓い」ワーキンググループを開催し、必要な対応改善を求めていく。

(3) 相談業務その他の業務

相談業務その他の業務については、引き続き、損害賠償の請求・申立てに関する対面による個別相談等及び電話による無料の情報提供等を実施していく。

今後も、被害者の方々の関心事項や真に求められている相談需要の変化等を踏まえ、柔軟に対応していく。

(4) 廃炉等を実施するために必要な研究及び開発

廃炉研究開発連携会議では、重要研究開発課題の継続的な抽出に努めるとともに、当該課題に関する研究開発戦略の策定・人材育成に向けて検討等を行っていく方針が確認された。

機構としても、引き続き「廃炉等技術研究開発業務実施方針」に基づき、必要な研究開発の企画、調整及び管理業務を進めていく。

(5) 廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告

次年度の戦略プランの策定に向けて、燃料デブリや廃棄物対策等の中長期的課題を中心に、引き続き技術的な検討を行っていく。

特に、中長期ロードマップ上の重要なマイルストーンとして、「号機ごとの燃料デブリ取り出し方針の決定」、「廃棄物の処理・処分に関する基本的な考え方のとりまとめ」が平成 29 年度に予定されていることを踏まえ、機構として「戦略的提案」を取りまとめるべく、現場適合性等にも留意しながら具体的な検討を行っていく。

(6) 廃炉等に関する情報提供業務

引き続き、ホームページを常に最新の情報に更新し、国内外の関連会議出席により情報収集や情報発信に努めるとともに、協力覚書に基づく国内外の関係者との協力関係の一層の深化・拡大に努めるなど、継続的に取り組んでいく。

特に、地元に向けては、地元開催の関係会議に出席して技術的な検討状況について説明を行うとともに、地元住民や地元自治体との双方向の対話を行うなど、丁寧なコミュニケーションを図っていく。

また、平成 29 年 7 月に開催予定の「第 2 回福島第一廃炉国際フォーラム」の開催に向けて、必要な準備を行っていく。

9. 資金計画の実施の結果

平成 28 事業年度資金計画実績表

(単位：百万円)

支 出				収 入			
科目	計画額	実績額	差引増△減額	科目	計画額	実績額	差引増△減額
資金援助事業費	4,781,000	1,141,800	△3,639,200	資金援助事業収入	3,332,538	1,409,800	△1,922,738
事業諸費	1,591	1,029	△561	借入金	3,850,000	400,000	△3,450,000
受託経費	1	—	△1	機構債	150,000	150,324	324
一般管理費	2,535	1,841	△694	受託収入	1	—	△1
国庫納付金	263,925	263,925	△0	事業外収益	11	9	2
事業外費用	10,886	930	△9,955	前年度繰越金	45,233	45,937	703
借入返済金	2,275,000	550,000	△1,725,000				
予備費	125	—	△125				
翌年度繰越金	42,719	46,542	3,823				
合計	7,377,784	2,006,070	△5,371,714	合計	7,377,784	2,006,070	△5,371,714

(注1) 金額は、単位未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しない場合がある。

(注2) 計画額は、流用後の予算現額を記入。

10. 特別事業計画の履行状況

2014年1月に策定した新・総合特別事業計画（以下、「新・総特」という。）では、2016年度末に東電の改革への取組を評価することとされ、評価項目及び基準として、「東電グループ・コミットメント」等が策定された。

一方、新・総特の期間中、東電を取り巻く状況は、大きく変化した。2016年12月に「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」が閣議決定されると共に、2016年9月に発足した「東京電力改革・1F問題委員会」で示された試算では、福島の貢献のために確保すべき資金規模が11兆円から21.5兆円となるなど、増大した。さらに、電力市場では、東電管内における電力需要が2016年度までに新・総特策定時から3%以上減少するとともに、全面自由化を経て、約11%の顧客が新電力との電力供給契約に切り替えた。

こうした状況の中、東電は、新・総特に掲げた取組の履行に努め、東電グループ・コミットメントの9つの目標それぞれについて、東電の取組は一定の成果を挙げたと認められた。2016年度の東電の経常利益が2,200億円を上回る黒字となったことなどは、改革の進捗を象徴している。他方で、掲げた目標のそれぞれについて、更なる取組が必要と認められた。例えば、「着実な廃炉の

推進」、「原子力安全の徹底」、「安定的な電力供給」や「経営の透明性・客観性の確保」については、東電が事業主体として、国民から十分な信頼を得るに至っているとは、なお認めがたい。加えて、「事業競争力の強化」や「自律的な資金調達」については、福島に持続的に貢献していくため、更なる企業価値向上施策等を通じ、より一層の収益力の改善や財務体質の強化が必要と認められた。

上記のような環境変化及び現状認識の下で、今後、新々・総合特別事業計画の実現に向けて取組を進めていく。

1 1. 戦略プランの策定状況

機構では、中長期ロードマップの着実な実行や改訂の検討に資すること、確かな技術的根拠を与えることを目的に、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた中長期的な技術戦略として、戦略プランを策定することとしている。

平成 28 年 7 月、戦略プラン 2015 を策定してから約 1 年間の現場や技術開発といった取組の進捗を踏まえながら、戦略プラン 2016 を策定・公表した。

また、戦略プラン 2016 の公表後も、機構は、「号機ごとの燃料デブリ取り出し方針の決定」（平成 29 年夏頃）、「廃棄物の処理・処分に関する基本的な考え方のとりまとめ」（平成 29 年度）といった中長期ロードマップ上の重要なマイルストーンの実行に向けた戦略的提案を行うため、技術的検討や研究開発課題の抽出・進捗等の管理を実施した。

1 2. 借入金及び機構債の残高状況

(単位：百万円)

	平成 24 年 度末	平成 25 年 度末	平成 26 年 度末	平成 27 年 度末	平成 28 年 度末	借入及び発行 目的
借 入 金	1,000,000	700,000	400,000	400,000	400,000	法第 41 条第 1 項第 2 号に規 定する「株式 の引受け」に 必要な資金
機 構 債	—	300,000	600,000	600,000	600,000	

(注) 借入金は、すべて民間金融機関を借入先とするものである。また、機構債は、すべて公募により発行している。

1 3. 委託費等の状況

該当なし